

平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号（農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部改正について

令和元年 5 月
農 林 水 産 省

I 趣旨

登録検査機関の事務負担の軽減を図るため、検査機関による農産物検査の結果に係る国への報告制度について見直しを行う。

II 改正の内容

(1) 登録検査機関が農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての、農林水産大臣又は都道府県知事への検査結果及び報告回数の見直し

現在、月ごとに農産物検査を実施した農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果及び成分検査の結果をその翌月 3 日又は 10 日までに農林水産大臣又は都道府県知事に報告するよう求めているところ、以下のように報告内容、報告期限及び報告回数を改正する。

	報告内容	報告期限	報告回数
米穀（輸入に係るものを除く。）	当年産の検査を開始した日から 8 月 31 日までの間の検査結果	9 月 10 日 まで	8 回 (現行 19 回)
	当年産の 9 月から 12 月までの毎月の 1 日から末日までの間の検査結果	翌月の 10 日まで	
	当年産の翌年 1 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間の検査結果	翌年 4 月 10 日まで	
	当年産の翌年 4 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの間の検査結果	翌年 7 月 10 日まで	
	当年産の翌年 7 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの間の検査結果	翌年 11 月 10 日まで	
麦（輸入に係るものを除く。）	4 月 1 日から 8 月 31 日までの間の検査結果	9 月 10 日 まで	4 回 (現行 13 回)
	9 月 1 日から 10 月 31 日までの間の検査結果	11 月 10 日 まで	

	11月1日から翌年1月31日までの間の検査結果	翌年2月10日まで	
	翌年2月1日から翌年3月31日までの間の検査結果	翌年4月10日まで	
大豆（輸入に係るものを除く。）	4月1日から12月31日までの間の検査結果	翌年1月10日まで	4回 （現行12回）
	翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間の検査結果	翌月の10日まで	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	4月1日から12月31日までの間の検査結果	翌年1月10日まで	3回 （現行12回）
	翌年1月1日から翌年2月末日までの間の検査結果	翌年3月10日まで	
	翌年3月1日から翌年3月31日までの間の検査結果	翌年4月10日まで	
成分検査	4月1日から翌年3月31日までの間の検査結果	翌年4月30日まで	1回 （現行12回）

(2) 農産物検査を行った米穀、麦及び大豆（輸入に係るものを除く。以下同じ。）の品位についての検査の結果のうち水分の含有率に係る事項の報告の廃止
現在米穀、麦及び大豆の品位のうち水分含有率についての検査結果の報告を毎年1回求めているところ、当該報告を廃止する。

(3) 報告様式の廃止

(2)の改正に合わせて、水分含有率についての検査結果報告に係る様式を削除する。

(4) 報告項目の見直し

米穀、麦及び大豆の等級理由別検査結果報告のうち、以下の項目を削除する。

- ・ 米穀：「形質」の内訳（「充実度」、「心白及び腹白」及び「その他」）、「被害粒」の内訳（「発芽粒」、「胴割粒」及び「その他」）並びに「着色粒」の内訳（「カメムシ類」及び「その他」）。
- ・ 麦：「被害粒」の内訳（「発芽粒」、「赤かび粒」、「黒かび粒」、「たい色粒」、「裂皮粒又は剥離粒」及び「その他」）並びに「異物」の内訳（「なまぐさ

黒穂病粒」、「麦角粒」及び「その他」)。

- ・ 大豆：「形質」の内訳（「粒ぞろい」及び「その他」）、「病害粒」の内訳（「紫斑病粒」、「褐斑病粒」及び「その他」）並びに「虫害粒」の内訳（「食害」及び「吸害」）、「変質粒」の内訳（「霜害粒」及び「その他」）。

Ⅲ 施行期日

公布の日とする。

Ⅳ 経過措置

- 1 当分の間、米穀、麦及び大豆（輸入に係るものを除く。）の品位等検査の結果に係る報告の様式については、報告者である登録検査機関の利便性に鑑み、なおその効力を有することとする。この場合においては、Ⅱの（４）で削除することとした項目については、記載を省略可能とする。
- 2 平成30年産の米穀（輸入に係るものを除く。）の品位等検査の結果に係る報告の様式及び期日については、現在も昨年から継続して報告が実施されていることを踏まえ、なお従前の例によることとする。